

是正等措置・制度改善等状況報告書

三障 第 493 号

令和4年7月21日

三田市オンブズパーソン 中川 丈久 様

市の機関名 三田市長 森 哲男



令和4年5月31日付けの 勸告 に係る 意見表明 是正等の措置 につきまして、
意見表明 制度の改善等の状況

三田市オンブズパーソン条例第17条第2項の規定により報告します。

勸告・意見表明の趣旨	屋内信号装置は重度聴覚障害者が申請する限り、すべからく給付の対象とすべきであり、「三田市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱」が世帯要件を課している点には、これを合理的であると説明するだけの根拠が認められない。ゆえに本件要綱別表第1の「給付条件等」に定めのある「障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯」について、少なくとも屋内信号装置については、その廃止を検討すべきである。
是正等の措置・制度の改善等の状況又は是正等の措置若しくは制度の改善を講ずることができない旨及びその理由	本市が第5次総合計画等で掲げる「共に生き、互いを尊重し、応援し合える」共生社会の実現と本事業の趣旨である障害者の自立促進に向けて、いただいた意見表明の趣旨を尊重し、屋内信号装置を含め、世帯要件を廃止する方針とします。
所 管 課	共生社会部 福祉共生室 障害福祉課 (TEL: 079-559-5075)
備 考	